

大型コンサート等開催助成要項

公益社団法人熊本県観光連盟

(趣旨)

第1条 公益社団法人熊本県観光連盟（以下「連盟」という。）は、コロナ禍に対応するコンサート等のハイブリッド開催（リアルに参加者を集って開催し、併せてオンラインでも配信）の促進とコンサート等の会場における新型コロナウイルス感染対策への支援を通じて大型コンサート等の開催を促進するために、「大型コンサート等開催助成金」（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付し、熊本県内への安心・安全な大型コンサート等の誘致を積極的に行うものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成金の対象となる事業は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 熊本県内で開催される次のイベントであること。ただし、国、県及び市町村が主体となったもの（実行委員会等の構成員として実施するものを含む。）は除く。
 - ・コンサート
 - ・コンサートを伴うファッションイベント
- (2) 5,000人以上の集客が見込まれるものであること。ただし、新型コロナ感染状況に応じた熊本県のイベント開催制限等がある場合はガイドラインに則った人数を上限とする。
- (3) 県外からの集客が見込まれるものであること。
- (4) 熊本県が実施する助成事業（熊本県が他の団体等場を経由して助成するものを含む。）ではないこと。

(助成対象団体)

第3条 助成対象団体は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、申請を行う団体は、事前に連盟と申請内容について協議を行うものとする。

- (1) 団体の定款、規約、会則等を有すること。
- (2) 事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、別表に定めるところによる。ただし、熊本県内で消費されたものに限る。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は前条の補助対象経費の20パーセント以内とする。ただし、その金額が100万円を超えるときは、100万円とする。

(助成申込書の提出)

第6条 前条の事前審査の結果、助成金の交付を受けようとする団体は、助成申込書(別記第1号様式)に次の各号の書類を添付のうえ、1部提出するものとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 団体概要(別記第4号様式)

(助成金決定前の事業着手)

第7条 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により助成金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した助成金交付決定前着手届(別記第5号様式)を提出しなければならない。

(助成申込書の審査)

第8条 連盟は、提出された助成申込書に基づき、事業の内容の審査を経て、助成の可否を決定し、申請団体に対し助成金交付決定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

2 前項の審査の詳細は別に定める。

(助成事業の変更等)

第9条 助成事業の変更(軽微な変更を除く)、中止、取り下げ等の理由が生じたときは、遅滞なく以下の書類を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更承認申請書(別記第7号様式)
- (2) 変更収支予算書(別記第8号様式)
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 前項の助成事業の内容等の変更に係る通知は、助成金の額に変更が生じるときは助成金変更交付決定通知書(別記第9号様式)、助成金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(助成申込の取下げ)

第10条 助成申込書の提出をした者は、中止、取下げの理由が生じたときは、遅滞なく助成申込取下書(別記第11号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定による助成申込の取下げがあったときは、当該申込に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告書の提出)

第11条 助成金の交付決定を受けた団体は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書(別記第12号様式)に次の各号の書類等を添付のうえ提出しなければならない。

(1) 収支決算書(別記第13号様式)

(2) 来場者数がわかる書類(チケット販売数等)

(3) 県外来場者数の推計値を示した書類(サンプル調査等の結果等)

(4) 助成対象経費の支出を証する書類(領収書等の写し)

2 前項の実績報告書の提出期限は、助成事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年(2024年)3月29日のいずれか早い日とする。

(助成金の額の確定)

第12条 連盟は、前条による報告を受けた場合においては、適切な調査のうえ、助成すべき額を確定し、助成金確定通知書(別記第14号様式)により団体に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第13条 助成金の請求をしようとする団体は、助成金交付請求書(別記第15号様式)を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 連盟は、申請者が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業等について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第15条 連盟は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定め

て、その返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保管)

第16条 助成金の交付を受けた団体は、当該助成事業に係る経理の収支を明らかにし、帳簿及び証拠書類を事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。なお、平成26年度中に実施される事業については、なお従前の例による。

(附則)

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、令和3年6月1日から施行する。

(附則)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、令和5年4月3日から施行する。

【別表】

助成対象経費（通常分）

経費項目	説明
会場・施設・バス借上げ等の使用・賃借料	会場使用料、会場付帯設備使用料、会議室使用料、事業に必要な物品や資材等を運搬する場合のタクシー、バス等の車両

	の借り上げ料
会場設営・撤去費	コンサート会場の設営や撤去に要する経費
警備費	会場及び会場周辺の警備費
県内交通費、運搬費	県内移動に係る交通費や用具等の運搬費
ポスター等印刷費	チラシ、ポスター、プログラム等の印刷費、複写費、製本費等
広告宣伝費	・新聞、雑誌、駅貼り、立て看板費 ・ラジオ、テレビ等のスポット広告に係る経費
関係者宿泊費	コンサートスタッフ等関係者の宿泊費

助成対象経費（新型コロナウイルス感染拡大防止のために講じられる安全対策費・ハイブリッド型のオンライン配信に必要な機材リース代や運営に関わる人件費等）

経費項目	説明
消耗品費	マスク、消毒液等
賃借料	機材、サーモカメラ、空気清浄機等のリース代、配信専用会場利用料等
会場費	広い会場を確保するための会場費差額（※1）、会場消毒料等
運営費	運営に関わる人件費、配信アカウント設定費、Webストーリーミング費、臨時回線増設等

（※1）・・・会場費差額は、使用する会場に係る経費の30%を上限とする